
平成30年 第1回 築上町議会定例会会議録 (第5日)

平成30年3月22日 (木曜日)

議事日程 (第5号)

平成30年3月22日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第2号 平成29年度築上町一般会計補正予算 (第5号) について
- 日程第2 議案第3号 平成30年度築上町一般会計予算について
- 日程第3 議案第4号 平成30年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第4 議案第5号 平成30年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第5 議案第6号 平成30年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第6 議案第7号 平成30年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第7 議案第8号 平成30年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第8 議案第9号 平成30年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第9 議案第10号 平成30年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第10 議案第11号 平成30年度築上町下水道事業会計予算について
- 日程第11 議案第12号 築上町有機液肥製造施設基金条例の制定について
- 日程第12 議案第13号 築上町歴史文化遺産活用推進基金条例の制定について
- 日程第13 議案第14号 築上町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第15号 築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第16号 築上町牧の原キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第17号 築上町文化会館 (コマーレ) 条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第18号 築上町パークゴルフ場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第21号 町道路線の変更について
- 日程第19 議案第22号 町道路線の廃止について
- (追加分)
- 日程第20 選挙第1号 築上町選挙管理委員及び補充員の選挙
- 日程第21 選挙第2号 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙
- 日程第22 常任委員会の閉会中の継続審査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第2号 平成29年度築上町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第2 議案第3号 平成30年度築上町一般会計予算について
- 日程第3 議案第4号 平成30年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第4 議案第5号 平成30年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第5 議案第6号 平成30年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第6 議案第7号 平成30年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第7 議案第8号 平成30年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第8 議案第9号 平成30年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第9 議案第10号 平成30年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第10 議案第11号 平成30年度築上町下水道事業会計予算について
- 日程第11 議案第12号 築上町有機液肥製造施設基金条例の制定について
- 日程第12 議案第13号 築上町歴史文化遺産活用推進基金条例の制定について
- 日程第13 議案第14号 築上町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第15号 築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第16号 築上町牧の原キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第17号 築上町文化会館（コマーレ）条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第18号 築上町パークゴルフ場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第21号 町道路線の変更について
- 日程第19 議案第22号 町道路線の廃止について
- （追加分）
- 日程第20 選挙第1号 築上町選挙管理委員及び補充員の選挙
- 日程第21 選挙第2号 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙
- 日程第22 常任委員会の閉会中の継続審査について

出席議員（14名）

- | | | | |
|----|--------|----|--------|
| 1番 | 宗 晶子君 | 2番 | 小林 和政君 |
| 3番 | 鞆野 希昭君 | 4番 | 池亀 豊君 |

5番	工藤 久司君	6番	宮下 久雄君
7番	有永 義正君	8番	信田 博見君
9番	田村 兼光君	10番	塩田 文男君
11番	武道 修司君	12番	丸山 年弘君
13番	田原 宗憲君	14番	吉元 成一君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 木部 英明君 総務係長 脇山千賀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	副町長	八野 紘海君
教育長	亀田 俊隆君			
会計管理者兼会計課長				永野 賀子君
財政課長	元島 信一君	企画振興課長	江本 俊一君
人権課長	武道 博君	税務課長	江本昭二郎君
住民課長	神崎 博子君	福祉課長	椎野 満博君
建設課長	神崎 秀一君	都市政策課長	竹本 信力君
上水道課長	福田 記久君	下水道課長	西田 哲幸君
総合管理課長	吉留梯一郎君	環境課長	長部 仁志君
商工課長	野正 修司君	学校教育課長	鍛冶 孝広君
生涯学習課長	柿本直保美君	総務課課長補佐	松本 憲幸君
産業課資源循環係長	...	下田大吾郎君	監査事務局長	石井 紫君

午前10時00分開議

○議長（田村 兼光君） ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ただいまから議事に入ります。

日程第1. 議案第2号

○議長（田村 兼光君） 日程第1、議案第2号平成29年度築上町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

本案所管分について委員長の報告を求めます。武道厚生文教常任委員長。武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） おはようございます。議案第2号平成29年度築上町一般会計補正予算（第5号）について、所管の項目について慎重に審査した結果、有機液肥製造施設基金、歴史文化遺産活用推進基金の積み立て、事業費確定等による予算の増減が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） 続きまして、吉元総務産業建設常任委員長。吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 所管の項目について慎重に審査した結果、財政調整基金の積み立て、事業費確定等による予算の増減が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

○議長（田村 兼光君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第2号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第2号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第3号

○議長（田村 兼光君） 日程第2、議案第3号平成30年度築上町一般会計予算についてを議題とします。

本案所管分について委員長の報告を求めます。武道厚生文教常任委員長。武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 議案第3号平成30年度築上町一般会計予算について、所管の項目について慎重に審査した結果、本予算に国民健康保険税の負担緩和を図るための繰出

金が計上されていないとの反対意見がありましたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（田村 兼光君） 続きまして、吉元総務産業建設常任委員長。吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 議案第3号平成30年度一般会計予算について、所管の項目について慎重に審査した結果、調査建設事業費について町民の声が反映されていない、十分な準備ができてないまま提案される等の反対意見がありましたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） 第3号議案に反対の立場で意見を申し上げます。

庁舎建設予算の36億5,000万円、債務負担行為を含むものでありますが、これに対して、反対の表明をいたします。

庁舎の関連予算というのは、昨年3月に庁舎用地として農協用地を買収する資金として8億円の予算を本議会で可決しております。それが、直後と言ってもいいぐらい短い間で完全にほごにされて、独断で判断したということで町長はおっしゃっていましたが、もう4月のうちには次の計画に入っておられる。

それで、6月議会において、その破棄を報告を我々にしていただき、そのときの破棄の理由が、農協との協議が整わなかった、あるいは、3分の2の特別議決が得られないそうにないという理由でございました。

当然、議案を上程する以前にクリアできておるべき内容であるはずのものですらクリアできていない状態で我々に報告してくれただけです。4月の段階から新しい計画が進んでおったものは、昨年の12月の議会でその新しい計画が提案されました。もちろん、町民の皆さんにも我々にも何の説明もなく、突然、その場に出てきた案件でございました。

この12月の議案は、修正案が可決されて、なくなりました。

ところが、この3号議案の中には庁舎建設計画というものが昨年の12月の段階で修正案として可決されたものと全く同じものが出てきております。一般質問、あるいは、委員会等の質疑の中で、町長の説明は、現在までに決まっておるのは、この場所である、総額36億円の限度である、これだけが決定で、残りは徐々に意見を取り入れながら決定していくという説明でありました。

以上の経過を見てもわかるとおり、極めてずさんな内容、準備、計画。このまま議会上程し、

可決されたものであっても平気でほごにする、否決されたものをそのまま今度の議会に出して行く、何の改善策も行わないままです。

それで再度提案してきて、この議会で議決を求めるとするのは、一つの独立した自治体としての執行部議会との関係において、このような姿は到底理解しがたい。

特に、庁舎は築上町の顔として対外的に我が町をアピールする、最も大きなセールスポイントになるものです。

さらに、全ての町民にとっては、この庁舎が心の中にふるさとの心象風景として一番鮮やかに長く残っていくような、大きな影響の残るものでございます。

さらに、36億円という、始まって以来最大の大型事業であるものであると考えますが、そのものが町民への説明もなく話し合いもない、このような進め方で可決されてよいものか。

この議案を可決することは、築上町議会の無能ぶりをさらすだけではなく、町長と随契のできるようなコンサルが一つあって、さらに追認するような、一部の管理職でつくったような検討委員会があれば、全ての事業が可能になるような体制づくりに入れる。これが前例となる。築上町の歴史の中で極めて大きな汚点を残すこととなる。

庁舎の現状の危険性、あるいは、ほかの議案に伴うある程度の迷惑は十分考慮に入れたとしても、合併特例債の有利性のみを理由としてこの原案を可決することについては、到底理解できるものではない。

以上で、反対の意見とします。

○議長（田村 兼光君） 次に賛成意見のある方。武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） 議案に賛成の立場で意見を言わせていただきます。

本予算は一般会計の全体の予算であります。今回のこの予算の内容は、特に骨格予算ということで、町長選挙があった兼ね合いで、大事な部分だけを主に上げた予算になっているわけです。それを否決するということになる、この予算が通らないということになると町の運営がスムーズに進まないこととなります。一つの案件だけで全ての町の運営を妨げるような、予算に反対するという事は、町全体の停滞につながるのではないかとこのように考えます。よって、この予算が通らないと、町全体に、住民全体に迷惑をかけるという観点から、ぜひともこの案件については賛成をしていきたいし、ぜひ可決をして、町の運営に支障のないようにしていきたいと思っておりますので、賛同のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） 平成30年度築上町一般会計予算の国民健康保険特別会計繰出金について反対討論をいたします。

平成30年度繰出金は前年度と比べて1,000万円弱減額となりました。平成30年度より国民健康保険は広域化になり、県が保険者となります。

反対理由は、まず、今回保険者となる県から示された平成30年度の納付金を納めるために必要な税率が平成29年度の築上町の税率より低かったのに、県から示された税率に引き下げない理由を今回の国民健康保険制度改革の中の決算補填等目的の法定外繰入、保険料税の負担緩和を図るため、簡単に言いますと、町民の皆さんの負担を軽くするためのものが、定義として、計画的に削減、解消すべき赤字とされた、つまり制度が改悪されたということを経由に理由にしたことです。

大阪府では、府内の市町村から各市町村がみずからの意思で決めるべきではないのかななどの意見が大阪府に対して出されています。

一昨日3月20日、そのことを国会の参院総務委員会で質問された野田聖子総務相も都道府県と市町村が意見交換を重ね、地域の実情に応じた制度運営が行われることを期待すると答弁しています。

それを県から言われたとあって、改悪された制度の中で安定的な国保運営をするために引き下げないとするのは、高い国民健康保険税で苦しんでいる町民の気持ちを考えない、町民の命と暮らしを守る立場に立っていないということであり、到底賛成することはできません。

第2に、今回、県から示された税率の中の均等割額は、現築上町均等割額3万6,500円よりわずか1,374円低い3万5,126円です。この均等割は、生まれたばかりの赤ちゃんを含む築上町の未来の宝である子供たち一人一人に均等にかかってくるものです。

安心して産み育てられ、子供の命を守る築上町として県から示された1,374円の引き下げを安定的な運営を理由に全く考えようもしない、子供だけでも少しでも引き下げようということを考えようもしない態度は到底子供の命を守る築上町とは言えないと私は思います。

以上、2つの理由で本予算に反対の討論とします。

○議長（田村 兼光君） 次に、賛成の意見のある方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第3号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第3号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（田村 兼光君） お直りください。起立少数です。よって、議案第3号は否決されました。

日程第3. 議案第4号

○議長（田村 兼光君） 日程第3、議案第4号平成30年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。武道厚生文教常任委員長。武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 議案第4号平成30年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（田村 兼光君） 委員長報告に対しまして、質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第4号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第4号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第5号

○議長（田村 兼光君） 日程第4、議案第5号平成30年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。武道厚生文教常任委員長。武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 議案第5号平成30年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（田村 兼光君） 委員長報告に対して質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これから議案第5号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第5号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5. 議案第6号

○議長（田村 兼光君） 日程第5、議案第6号平成30年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。吉元総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 議案第6号平成30年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について、本案につきまして慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、報告いたします。

○議長（田村 兼光君） 委員長の報告が終わりました。

これから質疑に入ります。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第6号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第6号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6. 議案第7号

日程第7. 議案第8号

日程第8. 議案第9号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第6、議案第7号平成30年度築上町霊園事業特別会計予算についてから、日程第8、議案第9号平成30年度築上町後期高齢者医療特別会計予算

についてまでは、厚生文教常任委員会への付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号から議案第9号までを一括して委員長の報告を行うことに決定しました。

それでは、議案第7号から議案第9号まで、委員長の報告を求めます。武道厚生文教常任委員長。武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 議案第7号平成30年度築上町霊園事業特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第8号平成30年度築上町国民健康保険特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、今回の国保制度改革は赤字になれば保険料を上げなければならないような改正であり、改悪となっているとの反対意見がありましたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第9号平成30年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告いたします。

○議長（田村 兼光君） 委員長の報告は終わりました。

それでは、日程第6、議案第7号平成30年度築上町霊園事業特別会計予算についてを議題とします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第7号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第7号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第8号平成30年度築上町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） 先ほど、国民健康保険特別会計に反対する討論を行いましたとおりの理由で反対いたします。

○議長（田村 兼光君） 賛成意見のある方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第8号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第8号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（田村 兼光君） お直りください。起立多数です。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第9号平成30年度築上町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第9号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第9号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第10号

○議長（田村 兼光君） 日程第9、議案第10号平成30年度築上町水道事業会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。吉元総務産業建設常任委員長。吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 議案第10号平成30年度築上町水道事業会計予算について、本案について当委員会で慎重に審査した結果、原案のとおり可決するものと決定しましたので、報告いたします。

○議長（田村 兼光君） これから委員長報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います、反対意見のある方。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。
これから議案第10号について採決を行います。
本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第10号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10. 議案第11号

○議長（田村 兼光君） 日程第10、議案第11号平成30年度築上町下水道事業会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。吉元総務産業建設常任委員長。吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 議案第11号平成30年度下水道事業会計予算について、本委員会に付託されましたこの議案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

○議長（田村 兼光君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。反対意見のある方。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。
これから議案第11号について採決を行います。
本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第11号は委

員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11. 議案第12号

日程第12. 議案第13号

日程第13. 議案第14号

日程第14. 議案第15号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第11、議案第12号築上町有機液肥製造施設基金条例の制定についてから、日程第14、議案第15号築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、厚生文教常任委員会への付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号から議案第15号まで一括して委員長の報告を行うことに決定しました。

それでは、議案第12号から議案第15号まで、委員長の報告を求めます。武道厚生文教常任委員長。武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） **議案第12号**築上町有機液肥製造施設基金条例に制定について、本案について慎重に審査した結果、築上町有機液肥製造施設の適切な維持管理等に必要な財源を積み立てるため、基金を設置する条例を制定するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第13号築上町歴史文化遺産活用推進基金条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、築上町の歴史文化遺産の活用及び普及啓発に必要な財源を積み立てるため、基金を設置する条例を制定するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第14号築上町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定が新設され、後期高齢者の住所地特例の見直しが行われることに伴い、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第15号築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、国民健康保険法施行令の改正に伴い、文書の一部を変更するため、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告いたします。

○議長（田村 兼光君） 委員長の報告が終わりました。

それでは、日程第11、議案第12号築上町有機液肥製造施設基金条例の制定についてを議題とします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第12号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第12号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第13号築上町歴史文化遺産活用推進基金条例の制定についてを議題とします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第13号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第13号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第14号築上町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第14号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第14号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第15号築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第15号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第15号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第16号

○議長（田村 兼光君） 日程第15、議案第16号築上町牧の原キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。吉元総務産業建設常任委員長。吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 議案第16号築上町牧の原キャンプ場条例の一部を

改正する条例の制定についてを議題といたしまして、本委員会で慎重に審査した結果、キャンプ場の利用期間を延長するとともに、十分な管理を行うため条例の一部をするものであり、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第16号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第16号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第16. 議案第17号

○議長（田村 兼光君） 日程第16、議案第17号築上町文化会館（コマーレ）条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。武道厚生文教常任委員長。武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 議案第17号築上町文化会館（コマーレ）条例の一部を改正する条例の設定について、本案について慎重に審査した結果、施設利用者の利便性の向上を図ることを目的とし、新たに駐車場用地を取得したため、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（田村 兼光君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第17号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第17号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第17. 議案第18号

○議長（田村 兼光君） 日程第17、議案第18号築上町パークゴルフ場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。武道厚生文教常任委員長。武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 議案第18号築上町パークゴルフ場条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、休場日を変更し、施設利用者の利便性の向上や施設利用の拡大を図るため、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（田村 兼光君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第18号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第18号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第18. 議案第21号

○議長（田村 兼光君） 日程第18、議案第21号町道路線の変更についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。吉元総務産業建設常任委員長。吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 議案第21号町道路線の変更について、本案について慎重に審査した結果、路線管理のために町道路線を変更するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、報告します。

○議長（田村 兼光君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第21号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第21号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第19. 議案第22号

○議長（田村 兼光君） 日程第19、議案第22号町道路線の廃止についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。吉元総務産業建設常任委員長。吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 議案第22号町道路線の廃止についてであります。

本案について慎重に審査した結果、路線及び石橋を含む施設が「名勝 旧藏内氏庭園」に認定されたことに伴い、町道路線を廃止するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

以上。

○議長（田村 兼光君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第22号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第22号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決

されました。

日程第20. 選挙第1号

日程第21. 選挙第2号

日程第22. 常任委員会の閉会中の継続審査について

○議長（田村 兼光君） ここで追加議案です。

お諮りします。日程第20、選挙第1号築上町選挙管理委員及び補充員の選挙についてから、日程第22、常任委員会の閉会中の継続審査についてまでを、会議規則第39条第2項の規定により、委員会の付託を省略し、本日、即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、選挙第1号から、常任委員会の閉会中の継続審査についてまでを、委員会付託を省略し、本日、即決することに決定しました。

日程第20、**選挙第1号**築上町選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、推選の方法は指名推選とすることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

築上町選挙管理委員に、西村好文氏、垣内孝子氏、高橋献一氏、柿本達夫氏を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を築上町選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました西村好文氏、垣内孝子氏、高橋献一氏、柿本達夫氏が築上町選挙管理委員に当選されました。

次に、補充員の指名を行います。

築上町選挙管理委員補充員に、吉留正敏氏、白石秀子氏、原田由美子氏、土岐祐三氏を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を築上町選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました吉留正敏氏、白石秀子氏、原田由美子氏、土岐祐三氏が築上町選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りします。

補充の順序は、ただいま議長が指名した順序にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。したがって、補充の順序はただいま議長が示した順序に決定しました。

日程第21、選挙第2号福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、推選の方法は指名推選とすることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。したがって。議長が指名することに決定しました。福岡県介護保険広域連合議会議員に新川久三町長を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました新川久三町長を福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました新川久三町長が福岡県介護保険広域連合議会議員に当選されました。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

日程第22、常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

それぞれの常任委員長から閉会中の継続審査の申し出がありましたので、これを許可したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。したがって、それぞれの常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○議長（田村 兼光君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

ここで、町長から挨拶の申し出がありましたので、これを許します。

○町長（新川 久三君） 第1回定例会、3月6日から大変ありがとうございました。平成30年度の一般会計予算を除いて、全ての議案を可決していただき、大変ありがとうございました。

しかし、一般会計予算、本町にとっては一番大事な予算でございます。この予算は本来ならいつも修正案で対応していただいていたんですけども、今回はこれがなくて、私は非常に残念でたまりません。自分たち全てが悪い。この会計が否決という形になれば全てが悪いという形になって、執行が今のところできない状態という形になります。（発言する者あり）そういうことで、地方自治法にのっとり、何らかの方法で、住民には迷惑のかからない方法で頑張ってもらいたいとこのように考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。どうも御苦労ございました。（発言する者あり）

○議長（田村 兼光君） 皆さん、退職する人の挨拶があるそうです。

平成30年第1回築上町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午前10時55分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員